日米租税条約表明文書

三菱 UFJ ｅスマート証券株式会社　御中

当法人は日本国とアメリカ合衆国との間の租税条約における軽減源泉税率に関する関連諸規定の条件（恩典制限条項を含む）をすべて満たしており、最終受益者として内国歳入法第 894 条と関連規則の主旨に従った所得を得る法人です。
当法人は日米租税条約における以下の恩典制限条項を満たします。

※新規口座開設の場合は、口座番号の記入は不要です。

口座番号								
届出日	年　　月　　日							

法人名	
所在地	

届出印

«ご確認事項»
お客さまの法人属性について、以下ア．～キ．から該当する項目をいずれかひとつチェックしてください。

□	ア．　国、地方公共団体、およびその他政府機能を持つ公的機関等、またはそれらが出資する非営利法人
□	イ．　非課税年金信託または年金ファンド（※1）
□	ウ．　宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために設立され租税を免除されている法人（公共・公益法人）
□	エ．　上場企業（※2）
□	オ．　上場企業の子会社
□	カ．　以下の①（所有権テスト）および②（基礎侵食テスト）を満たす法人 ① 当法人の株式またはその他受益に関する持ち分の50%以上を以下ｉ．～ｖ．の日本居住者が直接または間接的に所有している ⇒ 該当する項目をいずれかひとつチェックしてください。 □ ｉ．個人 □ ii．上記ア．に定義する国、地方公共団体等 □ iii．上記イ．に定義する非課税年金信託または年金ファンド □ iv．上記ウ．に定義する免税法人 □ v．上記エ．に定義する上場企業 ② 総所得のうち、課税所得の計算上控除される支出により、日米のいずれの居住者に該当しない者に対し支払われる金額が50%未満である
□	キ．　以下の能動的事業活動基準を満たす所得を得る企業 ⇒上記ア．～カ．に該当しない場合のみこの項目にチェックしてください。 ・ 投資を主目的とした事業を行っていないこと ・ 受領利子、配当金、使用料等が事業に関連するものもしくは付随的なものであること ・ 受領利子、配当金、使用料は日米租税条約の恩典に関する要件を満たしていること

（※1）課税年度の終了日時点で、その受益者・構成員または参加者の50%を超える者が日本の個人居住者である年金基金に限定されます。
（※2）日本もしくは米国の証券市場に上場している企業になります。

【社用欄】

検印	登録印	印鑑照合印	受付印

口座番号								